

財 閣 第 5 2 1 号
令 和 3 年 7 月 7 日

各 稅 閣 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関 稅 局 長 田 島 淳 志

支払手段等の輸出入許可に係る処理要領についての一部改正について

支払手段等の輸出入許可に係る処理要領について（平成20年5月22日財
閣第591号）の一部を下記のとおり改正し、令和3年7月7日から実施する
こととしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

支払手段等の輸出入許可に係る処理要領についての一部を次のように改正す
る。

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよ
うに改める。